

特殊用材の需要・要望に対する対応手順に係る伐採計画（案）  
（裏木曾御用材伐採式予備木）

項目	内容
1 供給の必要性	<p>当該特殊用材の伐採は、伊勢神宮式年遷宮に係る正式な祭儀の一つである裏木曾御用材伐採式に係るものであり、令和4年6月27日付け「裏木曾御用材伐採式用材選木について」（別紙1）により神宮司庁祭儀部長から東濃森林管理署長あて依頼があった御用材2本の予備木となるものである。</p> <p>本件は、平成29年度の管理委員会において国民的伝統行事として確認された行事であるとともに、中津川市ほか地元関係機関と連携して行われるものであり地元の期待も大きく、地域振興の面からも供給は必要と考える。</p>
2 伐採箇所の林種、面積、樹種、本数、伐採方法、更新方法等	<p>(1) 位置 岐阜県中津川市 加子母裏木曾国有林 79 は林小班 (2) 林種 天然生林 (3) 面積 小班面積 7.32ha のうち約 0.01ha (4) 樹種 ヒノキ (5) 林齢 222年生（令和5年度時点の森林調査簿による） (6) 本数 1本 (7) 胸高直径 70cm (8) 樹高 27m (9) 材積 3.89 m<sup>3</sup> (10) 伐採方法 三ツ緒伐り (11) 支障木 なし (12) 更新方法 天然更新 (13) 制限林等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養保安林</li> <li>・裏木曾県立公園普通地域</li> <li>・「木曾悠久の森」バッファ</li> <li>・付知峡自然休養林</li> <li>・「青川源流の森」※</li> </ul> <p>※ 多様な活動の森として、NPO つけちと協定を締結し、国有林内において民間団体の多様な活動を推進するためのフィールドとして設定しているもの。</p>
3 伐採等による木曾悠久の森(特にコア a、b)への影響	<p>当該箇所は、「木曾悠久の森」バッファに位置しており、支障木が発生しない箇所を選定している。</p> <p>また、当該小班の総蓄積 (1,302 m<sup>3</sup>) に対する伐採材積 (3.89 m<sup>3</sup>) に鑑み、現状の天然ヒノキ林の持続及び核心地域に対する緩衝機能を著しく損なうものではないと考える。</p> <p>さらに、コア a までは直線距離で約 1.5km 以上離れており、コアエリアにまで及ぶ特段の影響はないものとする。</p>
4 資源の持続性	<p>当該伐採は 20 年に一度の行事のため臨時的に行うものであること、当該小班の総蓄積 (1,302 m<sup>3</sup>) に対する伐採材積 (3.89 m<sup>3</sup>) に</p>

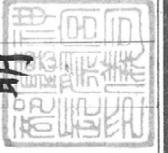
	鑑み、資源の持続性への影響は限定的と考える。
5 中部森林管理局の意見	<p>① 伊勢神宮式年遷宮は、1,300年余りにわたり20年間隔で継承されてきた、国民的伝統行事として確認された行事であること。</p> <p>② 当該行事は、中津川市など地元関係者から強い開催要望があること。</p> <p>③ 「木曾悠久の森」への影響は、3のとおりであること。</p> <p>以上を総合的に勘案し、当該箇所において特殊用材を供給することは必要と考える。</p>
6 地元市町村等の意見	中津川市、裏木曾古事の森育成協議会、東濃檜振興会に意見照会したところ、別紙2-1から2-3のとおりである。

造儀巻第二号

令和四年六月二十七日

神宮司方

祭儀部長 孫福弘明



東濃森林管理署

署長 木島伸悟 殿

裏木曾御用材伐採式用材選木について（依頼）

神宮式年遷宮御造営用材の供給につきましては  
常々格別の御配慮に与り感謝に堪えません

木曾山での次期遷宮関係の諸準備は  
御杣山御治定以降に執り進めることが  
本儀ではありますが 現地での準備をいただく  
上で標記用材を神宮で古くから伝えられて

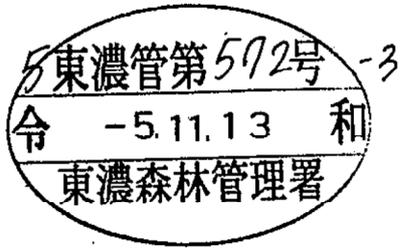
神宮司廳

おります左記要件によりご選木願ひまして  
滞りなく造営奉仕を完遂致したく  
右ご依頼申し上げます

記

- 一、この用材は御杣山の南面に産し小川で  
区画される等 清浄に保たれた場所の  
立木であること
- 一、長 五・四米、末口 四六糎（本数二本）の  
採材が可能な節が少なく空洞が無いもの  
であること
- 一、この二本の用材は伐り倒しの際 樽掛けに  
倒しうる距離にあること

以上



中林振第 238号  
令和5年11月8日

東濃森林管理署長 様

中津川市長 青山 節児



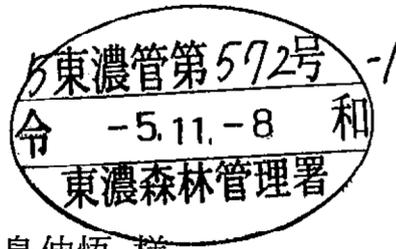
第63回神宮式年遷宮裏木曾御用材伐採式について

式年遷宮は、千三百年続けられてきた歴史的行事と認識しており、第63回神宮式年遷宮に向けて行われる裏木曾御用材伐採式が、当地で斎行されることを誇りに感じているところでもあります。

令和5年11月7日付け5東濃管第572号で照会がありました標記の件について、詳細(案)を検討したところ、必要最低限の伐採であり、下流への影響や環境への影響は認められないと判断できることから木曾悠久の森(緩衝地域)内での標記伐採式の実施について特段の意見はありません。



令和5年11月8日



東濃森林管理署

署長 木島伸悟 様

裏木曾古事の森育成協議会

会長 細川正孝

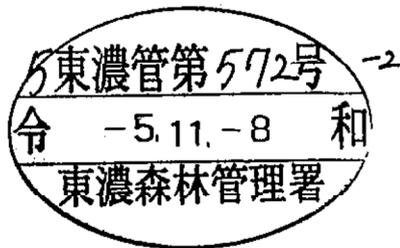


第63回神宮式年遷宮裏木曾御用材伐採式について

「裏木曾古事の森」は貴重な歴史的建造物に必要な大径木の森づくりに取り組んでおり、木の文化を未来に継承していく等の活動を目的としていることから、神宮式年遷宮に向けた標記の伐採式が、「裏木曾古事の森」で行われることは非常に意味深いものがあり、会員一同歓迎する次第であります。

従って、標記の伐採式について特段の意見はありません。





東濃森林管理署

署長 木島仲悟 様

令和 5 年 11 月 8 日

東農松振興会

会長 細川正孝



第 63 回神宮式年遷宮裏木曾御用材伐採式について

式年遷宮は、千三百年以上続けられてきた国年的行事と認識しており、御用材の伐採式がこの裏木曾(中津川市)で行われることは、当地の銘柄材の東農松の振興に大きく寄与するものと期待しており、地元業界として歓迎するものであります。

また、三ツ緒伐りの技術の伝承や木の文化の継承、森林・林業・木材産業への理解を深めていただく機会とも考えております。

以上のことから標記伐採式の実施について特段の意見はありません。

